

第5回障がい者制度改革推進会議

平成22年3月19日(金) 13~17時

合同庁舎第4号館共用220会議室

インターネット配信、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」による生中継

★初めて聴覚障害者のために一般傍聴席にモニターを設置。

●鳩山内閣総理大臣・福島内閣府特命担当大臣・大島内閣府副大臣・泉政務官が出席
鳩山首相(障がい者制度改革推進本部長): 障害者の皆さんに差別のない社会・暮らしのために推進本部を立ち上げた。会議ができてから変わったねと言われるように、言いっぱなしではなく皆さんの意見を施策に反映できるように政治をつくり、行動で示していく。日本も権利条約を批准できるように国内法を整備し、早く差別のない社会を実感できるように努力する。これからも活発な議論をお願いします。

●福島大臣: 政治に関する情報保障について、参議院議員選挙も控えているので、持ち帰って検討する。

【教育】 条約批准の観点から法制度の面に視点を当てて確認していく。

○障害者基本法 教育該当部分

1. 障害者基本法の総則規定の中に、障害者の教育の権利及び求められる教育のあり方を、障害者の権利条約に即して追加して規定すべきか、否か。

→多くの委員が「総則で規定すべき」。

分野別に記載、また障害教育が強調されるので書き込む必要なしとの意見もあり。

2. 障害者基本法14条1項は、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と支援をその柱にすえるが、合理的配慮の規定は存在しない。そこで、普通学校、普通学級での合理的配慮、必要な支援についても規定すべきか、否か。

→多くの委員が「規定の必要あり」。

○教育基本法 差別禁止条項の不存在

教育基本法4条1項は、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」としつつも、この中に、「障害」という文言はない。「障害」という文言を挿入して、障害に基づく差別の禁止を明文化する必要性について、どう考えるか。

→多くの委員は「明文化が必要」。

○学校教育法 異なる教育目的の設定

学校教育法72条は、特別支援学校(従来の盲、聾、養護学校)について、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」と規定している。

1. この普通教育と異なる「準じる」教育という設置目的をどう考えるか。

→「準じる」言葉に一般より低い・異なる響きがあるから排除・分離の根拠となり差別に当たる。「準じる」規定を削除・抜本的に改正すべき。同等・同格の教育というべき。

2. この目的の設定は、障害者の権利条約の差別(第2条)に該当すると考えるか、否か

→多くの委員は「差別に該当する」。

3. 障害者の権利条約第24条1項が「この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現する(政府仮訳)」と規定している点に合致していると考えるか、否か。

→多くの委員は「合致してない」。

○特別支援学校の設置

学校教育法80条は、普通学校の場合と異なり、都道府県が「特別支援学校を設置しなけ

ればならない」と設置を義務づけており、さらに、同法78条は、特別支援学校には「寄宿舎を設けなければならない」と規定している。

1 これらの規定は、居住する市町村から離れて就学せざるえない事態を予定するものであるが、障害者の権利条約第24条第2項(b)「障害者が、他の者との平等として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること(政府仮訳)」という規定に違反すると考えるか、否か。

→「論点」を本人または保護者の意思に反する場合・そうでない場合に分けて提示すべきだった。意に反する場合は権利条約違反。のぞむ場合は寄宿舎は就学機会を保障するものとの意見あり。

2. また、親からの分離を禁止する障害者の権利条約第23条4項「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」に違反すると考えるか、否か。

→父母の意思に反する場合は条約違反にあたる。

○特別支援学級の設置

学校教育法81条は、普通学校の通常学級の他に、特別支援学級(従来の特殊学級)の規定を置いている。

この規定は、普通学級ではない学級での教育を前提にするものであるが、これは障害者の権利条約第24条第1項のinclusive education(インクルーシブ・エデュケーション)に合致するものと考えるか、否か。

→「合致する」・「合致しない」・「選択権の存在を前提にする」に意見が分かれている。

○就学先決定の仕組み

学校教育法第17条は、保護者にその子どもを小学校、中学校に就学させる義務とともに、特別支援学校に就学させる義務を別個に課している。そしてその親の義務の履行として、学校教育法施行令は、障害のない人(子どもを含む)については、学校教育法施行令5条により、市町村教育委員会が入学期日等の通知や学校の指定を行うのに対して、障害のある人については、学齢期を迎える前の子どもを対象とする就学時の健康診断によって、同施行令22条の3が規定する障害と障害の程度に該当する障害の存在が分かると、同施行令11条により、原則として(例外は認定就学者)、都道府県教育委員会が特別支援学校の入学期日等の通知や学校の指定を行うことになる。

1. 障害のある人の就学先の決定を法律ではなく、施行令に委ねているが、立法府の関与を要しない政令に委ねてよいか、否か。

→多くの意見は「法律で決めるべき」。

2. 学校教育法施行令5条、11条ならびに22条の3項による「障害に基づく分離」制度の廃止についてどう考えるか。

→8人が「廃止すべき」。1名は段階的に廃止。

他に廃止はのぞましくない。手話言語は集団性が必要とする意見あり。

3. 障害のある人が生活する地域社会にある学校に学籍を一元化することについて、どう考えるか。

→10人が「一元化すべき」。2名が「一元化が望ましい」。2名は検討が必要。

書類上の一元化では意味がない。メリット・デメリットを整理する必要。学籍の存在の意味とは何か。ろう学校に学籍を置く妨げにならないようにとの意見あり。

4. 障害のある人および保護者が、特別支援学校、特別支援学級を選択する選択権の保障についてどう考えるか。

→今は意見聴取はあるが、保護者に選択権はないので、選択権を保障すべき。「本人や保護者が希望する場合に特別支援学校や特別支援学級を1つのリソースとして利用できるようにすべきである。」が多くの意見。すべてを保護者にゆだねて良いのか。教育委員会や学校

側との合意の重要性。選択可能な選択肢が整理されるべきとの意見もあり。

○合理的配慮の具体化

1. 合理的配慮の具体的内容について、障害のある人および保護者、学校、学校設置者の三者が合意形成をしながら策定するプロセスについて、どう考えるか。

→多くの意見は「個別的な合理的配慮の内容を決める過程において三者の合意で支援計画等に結びつけていくことが重要」としている。本人や保護者をどう支援していくかについては、利害関係のない第三者の関与、最終的な決定権は本人保護者に留保する、不服申し立ての機会を設けるとの意見あり。

2. 合理的配慮の内容について、障害のある人および保護者が、不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか。

→全員一致で「異議申し立ての手続きが必要」。支援体制や、速やかな決定、異議申し立ての組織機関に当事者の参画、組織形態・権限・設置主体については様々な意見との意見あり。

○聴覚、視覚に障害がある場合の教育

1. 手話言語学習権の保障と教育のあり方についてどう考えるか。

→異論なし。手話による教育、手話言語によつての学習権を保障すべき。ただし教育の在り方は手話集団の重要性を指摘しつつも、普通学校での教育の選択肢も保障すべきという意見あり。

2. 手話又は点字についての適格性を有する教員の確保についてどう考えるか。

→必要性について異論なし。

3. 教育におけるあらゆる形態様式のコミュニケーション保障についてどう考えるか。

→異論なし。点字教科書・中軽程度の難聴の子どもへの対応についての問題。知的障害・発達障害の子どもには多様なコミュニケーション方法による教育が効果的。ろう学校でのコミュニケーション方法は手話であること等の意見あり。

○特別支援教育

特別支援教育の評価と今後のあり方についてどう考えるか。

→様々な意見あり。一人ひとりのニーズに応じているか不安。特別支援教育とインクルーシブ教育は相反するものではない。分離教育を増幅しており廃止すべき。普通学校との相互補完的連携システムが必須等。

【障害の表記】

○「障害」の表記の在り方

1. 法令等における「障害」の表記の在り方については、「害」の字がマイナスイメージを与えることから、「障害」の表記を見直すべきとの意見があるが、これについてどう考えるか。

→見直しは慎重にすべき、積極的にすべき、当事者が判断すべき、の順で意見あり。

2. 「障害」という表記を見直す場合、以下のような可能性を提案する意見もあるが、どう考えるか。①「障がい」②「障碍」。それ以外の提案はあるか。

→適切ではない。ひらがなが良いという意見もあり。

3. 現在、文化審議会において改訂が検討されている常用漢字表に「碍」を入れて「障碍」とも表記できるよう選択肢を広げるべきとの意見もあるが、これについてどう考えるか。

→多くは「直ちには賛成できない」との意見。賛成もあり。

30年ぶりに常用漢字表が改定。選択肢を広げる意味で「碍」を申請してはどうか。

4. 「障害」の表記をめぐる上記1.～3.の論点に加え（権利条約の英文テキストでは”persons with disabilities”と表記されることを踏まえ）、障害者

を表す際に、現在の「障害者」という言い方を「障害のある人」と変更すべきとの意見や、「チャレンジド」と言い換える提案があるが、これらについてどう考えるか。

→「チャレンジド」については多くは不評

【政治参加】

○ 選挙に関する情報の保障

→反対意見なし。方向性は一致。情報のバリアフリー法を設ける。公職選挙法の中で情報保障の規定を設ける。など抜本的な解決策について検討する。

1. 選挙広報などの行政の提供する情報についてどう考えるか

→民主主義の中においては情報保障は法的な義務付けの必要性を強調。

2. 政見放送などの選挙に関する情報についてどう考えるか

→字幕をつけるには公職選挙法等の改正が必要。適切な情報伝達を確保のための法的な義務化が必要。

3. 国会での議論に関する情報についてどう考えるか

→障害者に伝わっていない。国会中継・記者会見で手話・字幕の義務づけを。

○ 選挙の仕組み

1. 選挙権、被選挙権に関する欠格条項（成年被後見人であること）をどう考えるか、

→ほとんどの意見が「見直し、削除が必要」。

2. 投票所への移動支援をどう考えるか

→支援は必要。支援を日常的支援か公的支援にするかは議論が必要。

3. 投票所の物理的バリアーをどう考えるか

→除去すべき。

4. 投票所内での障害に応じた必要な配慮をどう考えるか

→人的支援・容易な投票のやり方への変更、代理代筆の許容、筆談や手話通訳による支援が求められている。どのような根拠の支援にするかは議論が必要。

5. 投票所内で投票できない場合の現行の代替措置（郵便投票など）をどう考えるか

→郵便投票など範囲拡大してきたことは評価するが、問題を解決しきれていない。不正問題が上がっている。包括的法的な手立ての議論が必要。

6. 点字投票の場合における投票の秘密をどう考えるか

→守秘義務があればいいが、点字投票が少数ゆえに、投票時・開票時の秘密投票の権利が侵害される恐れがある。秘密が損なわれない工夫が必要。

○ 政治活動

1. 障害者が候補者としての選挙活動や政党の活動等に参加する際に必要な支援をどう考えるか

→選挙活動の自由・表現の自由の侵害は差別の問題。支援は合理的配慮か法的介助か。政党や団体の一員として政党や所属団体がなすべき合理的配慮。

○ 公的活動

1. 障害者が福祉や教育、人権等の公的活動を行う障害者の組織を結成し、参加する際に必要な支援をどう考えるか

→個人支援と団体支援と分けて考えるべき。個人は合理的配慮。

○ その他

→マニフェスト・はがきにふりがながなく、わかりにくい。入所施設から投票に行かさ

れる事件もあり。

●第4回の会議で自然災害時の障害者に配慮した報道について問題提起があり、推進会議としては関係省庁のヒヤリングの機会に説明を求める。

●「総合福祉法部会」の委員選出について調整中。

●今後について

第6回3月30日（火）13～17時（障害児支援、医療、司法手続き）資料提出3/23。

難病については、総合福祉法の部会で当事者のいるところで議論する。

第7回4月12日（月）13～17時（交通・建物・情報へのアクセス、所得保障、障害者施策の財政）

4月19日、26日、5月10日、17日、24日と省庁・団体ヒヤリングをしていく。